

(証券コード 7944)

2007年6月6日

株 主 各 位

静岡県浜松市北区細江町中川2036番地の1

ローランド株式会社

取締役社長 田 中 英 一

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、以下のいずれかの方法により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

【書面（議決権行使書）により議決権を行使されます場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2007年6月21日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）により議決権を行使されます場合】

パソコン又は携帯電話から当社の議決権行使サイト（<http://daiko-sb.gcan.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載しております「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って2007年6月21日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2007年6月22日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 静岡県浜松市中区板屋町111番地の2
オークラアクティシティホテル浜松 4階 平安の間 |

開催場所が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第35期（自 2006年4月1日 至 2007年3月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（自 2006年4月1日 至 2007年3月31日）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件
- 第5号議案 取締役及び監査役の報酬等の額の改定の件
- 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応方針の導入の件

4. 招集にあたっての決定事項

【議決権を複数回行使された場合の取り扱い】

- ① 電磁的方法（インターネット）により議決権を複数回行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取り扱います。
- ② 電磁的方法（インターネット）と書面（議決権行使書）の両方で議決権を重複行使された場合には、電磁的方法（インターネット）による議決権の行使を有効な議決権の行使として取り扱います。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.roland.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2006年4月1日
至 2007年3月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業収益の改善に伴う設備投資の拡大や、雇用・所得環境の改善による個人消費の増加が続き、緩やかに景気の回復が進みました。北米では、景気の減速化が懸念され、足取りが鈍化しましたが、欧州では引き続き個人消費の拡大が続きました。

このような経営環境の中、電子楽器事業では、商品ラインナップの拡充と、付加価値の高い商品開発に重点を置き、国内外関係会社を軸にした流通チャンネルの整備に努め、マーケットへの浸透を進めてきました。これにより、前連結会計年度に引き続き、国内外において電子ドラムやギター関連機器等が売上を伸ばしました。

一方、コンピュータ周辺機器事業では、需要拡大が期待できる「カラー（業務用大型カラープリンター）」と「3D（3次元入出力装置）」の二分野を中心に積極的な事業展開を図り、特に海外でのプリンターを中心とした販売が好調に推移しました。

以上の結果、全体では売上高は952億59百万円（前連結会計年度比6.7%増）、営業利益は98億42百万円（前連結会計年度比17.5%増）、経常利益は104億55百万円（前連結会計年度比16.1%増）、当期純利益は37億1百万円（前連結会計年度比15.4%増）となりました。

[電子楽器事業]

「電子楽器」は、国内外において、前連結会計年度に引き続き電子ドラムの普及価格帯のVドラムシリーズ、BOSSブランドのギター用エフェクターが好調であったことに加え、ギター用小型アンプのCUBEシリーズの新製品投入により販売が伸長したため、電子楽器全体で前連結会計年度を上回りました。

「家庭用電子楽器」は、国内では、電子ピアノの主力製品HPシリーズの新製品投入と、新しいインショップ展開「Roland Foresta（ローランド・フォレスタ）」など積極的な営業活動により大きく伸長しました。北米及び欧州では、電子ピアノが低価格帯の製品の影響を受け販売減となりましたが、家庭用電子楽器全体では国内の電子ピアノの好調により前連結会計年度を上回りました。

「音響機器」は、国内は、BOSSブランドの小型デジタルレコーダー新製品 MICRO BRの販売が好調に推移しましたが、OEM音源ボードと遊戯機器用音源チップの売上が伸び悩みました。北米では、デジタルレコーダーの高価格帯機種であるVSシリーズの販売が減少し、音響機器全体では前連結会計年度を下回りました。

「コンピュータ・ミュージック関連機器他」は、国内外において、ポータブルタイプのレコーダー R-09の市場投入が販売に大きく貢献しましたが、前連結会計年度の当セグメントに連結計上したAllans Music Group Unit Trustが、前連結会計年度中に楽器関連小売部門を第三者へ事業譲渡したことにより、同社を連結除外したため、約31億円の減収となり、前連結会計年度を下回りました。なお、この連結除外による営業利益に与える影響は軽微です。

以上の結果、売上高は569億27百万円（前連結会計年度比1.9%減）、営業利益は26億59百万円（前連結会計年度比10.4%増）となりました。

[コンピュータ周辺機器事業]

「カラー」の分野では、低溶剤系インクジェットプリンターを中心に順調に売上を伸ばし、中でもスタンダード機種SP-540V/300Vに加え、プロ用機種XC-540が海外で好調に推移しました。さらに、前連結会計年度に発売しました低溶剤系インク「エコソル・マックス」が当連結会計年度に大容量タイプの追加販売もあり、サプライ商品の売上伸長に寄与しました。

また、「3D」の分野では、切削機の上位機種MDX-540/540Aを投入し、売上を伸ばしましたが、メタル・プリンターMETAZA（メタザ）が市場一巡により売上を減らし、僅かながら前連結会計年度を下回りました。

以上の結果、売上高は383億32百万円（前連結会計年度比22.6%増）、営業利益は71億82百万円（前連結会計年度比20.4%増）となりました。

2. 対処すべき課題

ローランド・グループは、同じ電子楽器事業であっても幅広い商品を扱うため、それぞれのジャンルでのアイデンティティを高めるように、事業と製品群に応じた複数ブランドによるマルチブランド戦略を展開しています。

[電子楽器事業]

電子楽器のバイオニア	Roland
ギター関連機器	BOSS
コンピュータ・ミュージックとビデオ編集	EDIROL
大型クラシックオルガン	Rodgers
業務用音響機器	RSS
[コンピュータ周辺機器事業]	Roland DG

市場の変化はますます激しく、ローランド・グループはその動きに対応するため、分社化によりそれぞれのブランドに集中した経営体制を整備しています。ブランドの開発、製造、営業活動を行うグループ各社が、それぞれのブランド価値向上を軸に活動を行い、グループ全体として安定した収益基盤の確保を目指します。

一方でこのような事業活動を支える内部統制システムの整備にあたり、昨年5月に「内部統制システム構築の基本方針」を設定し、同時にコンプライアンス委員会を設置し、ローランド・グループ コンプライアンスガイドラインを策定しました。また、金融商品取引法で2008年4月から始まる財務報告に係る内部統制については、J-SOX法対策プロジェクトを発足させ、内外の関係会社を含め内部統制の整備状況を把握し、全社的內部統制の整備と評価体制の構築を推進しています。

以下は事業別の戦略と課題です。

[電子楽器事業]

(1) 「REALTIME 301 PROJECT」の推進

「各商品分野毎にNo.1商品を創り育てる」、「商品の市場価値を30%UPする」ことを目標とした「REALTIME 301 PROJECT」を推進しています。情報化、グローバル化を背景として顧客ニーズが多様化するなか、それぞれの顧客満足度を高めていくために、より柔軟で迅速な活動を目指しています。

ローランドの独自技術でカバーできる市場は大きくひろがり、今まで対象にしていなかった市場、顧客にアプローチすることで、コアビジネスである楽器分野においても、新たな成長を目指していきます。

(2) 新規分野の開拓

新規分野として注力する「映像」については、電子楽器製造の技術資産を活かし、音と映像が高度に融合する新たな創造の可能性をひろげる商品提案を推進しています。楽器分野への提案に加え、音響機器とのシステム提案により、業務用、設備用の販売拡大にも注力しています。

(3) グローバル生産体制の構築

日本で開発した基礎技術、応用技術をベースとして、生産は消費地に近い拠点で行う「ローカル・プロダクション」を推進しています。輸送などの事業効率の向上のみならず、地域ごとに異なるニーズに沿った商品供給を目指します。中国の生産拠点においても、従来の低価格帯商品の輸出だけではなく、中国国内市場を視野に入れた生産拡充を進め、日本、台湾、北米、欧州の生産拠点と合わせ、より柔軟に対応できるグローバル生産体制の構築を図ります。

(4) 国内事業の拡充

① 音楽教育事業の強化

当社が展開する音楽教室では、ミュージックデータや自動伴奏など、電子楽器の特徴的機能を音楽性の向上に効果的に活かす独自の考え方「ism（イズム）」に基づく新しいレッスンスタイルを提唱してきました。今後は、より本格的で高品質なレッスンコースや、幅広い年齢層を対象に「楽しみ」を軸とした新しいレッスンを提案し、事業強化を図ります。

② インショップ展開による売上拡充

様々な商品が溢れる中であっても、当社商品を十分に理解していただいた上で購入いただくために、販売店との提携により、店舗内に当社商品専門の販売スペースを設置する「Planet（プラネット）」ショップを展開しています。「Planet」では、充実した商品展示と専任販売員の接客により、当社商品の魅力を直接顧客に伝えることが可能です（2007年3月末現在12ヶ所）。

音楽制作やバンド演奏等に用いられる本格的な電子楽器を対象としたこの「Planet」に加え、2006年8月からは、電子ピアノ専門のインショップ「Roland Foresta（ローランド・フォレスタ）」の全国展開を開始しました。「Planet」と同様のコンセプトで、大都市だけでなく全国主要都市でも展開し、ファミリー層を中心に幅広い顧客への訴求を目指します（2007年3月末現在36ヶ所）。

[コンピュータ周辺機器事業]

(1) DVE (Digital Value Engineering) の推進

急速に変化する社会において、その求めるニーズは多様化しています。従来の手法を見直し、デジタル技術やIT化によるプロセスの変革を通して期間短縮やコスト削減等、新たな付加価値を生み出すことが必要かつ重要になります。顧客に対しては、顧客の視点から付加価値を創出し、満足度の向上を図るトータルソリューションの提案、社内では開発、製造、営業やその他各部門がそれぞれの立場で価値創造のためのプロセスの変革、業務内容の改善を考えていきます。こうした「社会の変化に対応し、プロセスの変革を通して、新たな付加価値を創造する」ことをDVEと定義し、推進していきます。

(2) カラー&3D (業務用大型カラープリンターと3次元入出力装置) 戦略の継続展開

今後とも、引き続きカラーと3Dの基本路線に沿って、経営資源を集中し、トータルソリューションの提供による積極的な営業展開を図っていきます。

(3) 営業網の拡充

営業網の拡充につきましては、海外市場における重点地域の整備に注力しています。2006年7月、グループ内の事業再編により、イタリアの子会社Roland Europe S.p.A. からコンピュータ周辺機器の販売部門を分離、Roland DG Mid Europe S.r.l. を設立し、ローランド ディー・ジー 株式会社の子会社としました。また、前連結会計年度にスペインに設立しましたRoland Digital Group Iberia, S.L. が当連結会計年度にポルトガル支店を開設するなど欧州における営業網が整備されつつあります。今後もよりきめの細かな営業網の整備を進めていきます。

(4) 開発及び生産体制の強化

製品開発にはより一層の迅速性と新技術、高付加価値が求められており、積極的な開発投資を行っていきます。また生産面ではデジタル屋台をより一層進展させることにより、生産性及び品質の向上、コスト削減、開発との連携強化を図っていきます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

3. 資金調達状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、連結子会社ローランドディー・ジー・株式会社が、イタリアにおける新規子会社の取得資金として金融機関から15億円の短期借入及び返済を行いました。

4. 設備投資状況

当連結会計年度は、電子楽器事業においては新製品開発に伴う金型投資や鍵盤生産ラインR. I. K. A. (Roland Integrated Keyboard Assembly)の導入、デジタル・ピアノ専門のインショップ展開「Roland Foresta」による店舗設備の取得等により18億15百万円、コンピュータ周辺機器事業においては商品倉庫の建設、工具器具備品の取得等により6億21百万円、総額24億37百万円の設備投資を実施しました。

5. 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第32期 (2004年3月期)	第33期 (2005年3月期)	第34期 (2006年3月期)	第35期 (当連結会計年度 (2007年3月期))
売上高(百万円)	65,398	75,906	89,274	95,259
経常利益(百万円)	3,654	7,337	9,004	10,455
当期純利益(百万円)	1,120	2,398	3,208	3,701
1株当たり当期純利益	42円53銭	92円43銭	124円65銭	147円40銭
総資産(百万円)	66,900	75,116	81,738	93,116
純資産(百万円)	47,868	49,322	53,524	73,331

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき計算しております。
2. 第35期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第32期 (2004年3月期)	第33期 (2005年3月期)	第34期 (2006年3月期)	第35期 (当期) (2007年3月期)
売上高(百万円)	29,526	32,504	33,457	37,062
経常利益(百万円)	1,013	2,631	3,080	3,970
当期純利益(百万円)	708	1,797	1,985	2,002
1株当たり当期純利益	27円26銭	70円03銭	77円33銭	79円77銭
総資産(百万円)	45,407	45,398	47,613	49,135
純資産(百万円)	40,777	41,399	43,087	44,001

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき計算しております。
2. 第35期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
ボ ス 株 式 会 社	40百万円	100%	電子楽器の製造
ローランド イーディー株式会社	300百万円	100%	電子楽器の製造販売
ローランド ディー.ジー.株式会社	36億68百万円	40.0%	コンピュータ周辺機器の製造販売
ローランド エンジニアリング株式会社	50百万円	100%	電子楽器の販売
Roland Europe S. p. A.	EUR 9,928千	100%	電子楽器の製造
Rodgers Instruments LLC	US \$ 31,500千	100% (100)	電子楽器の製造販売
Roland Corporation U. S.	US \$ 680千	100%	電子楽器の販売
Roland (U. K.)Ltd.	Stg. £ 5,019千	99.6%	電子楽器の販売
Roland Elektronische Musikinstrumente HmbH.	EUR 3,300千	100%	電子楽器の販売
Roland DGA Corporation	US \$ 4,196千	71.8% (71.8)	コンピュータ周辺機器の販売
Roland Canada Ltd.	CAN \$ 7千	79.4%	電子楽器の販売
Roland Central Europe n. v.	EUR 75千	70.0%	電子楽器の販売
Roland DG Benelux n. v.	EUR 72千	70.0% (70.0)	コンピュータ周辺機器の販売
Roland Italy S. p. A.	EUR 1,550千	90.0%	電子楽器の販売
Roland DG (U. K.)Ltd.	Stg. £ 3,383千	97.5% (97.5)	コンピュータ周辺機器の販売
Electronic Musical Instruments Roland Scandinavia A/S	DKr 600千	85.0%	電子楽器、コンピュータ周辺機器の販売
Roland Iberia, S.L.	EUR 1,255千	100%	電子楽器の販売
Roland Corporation Australia Pty. Ltd.	A \$ 833千	70.4%	電子楽器の販売
Roland Systems Group U. S.	US \$ 3,000千	100%	電子楽器の販売
Roland Digital Group Iberia, S.L.	EUR 104千	100% (100)	コンピュータ周辺機器の販売
Roland DG Mid Europe S. r. l.	EUR 100千	100% (100)	コンピュータ周辺機器の販売

(注) 1. 当社の出資比率の()内は、間接所有による出資比率を内数で記載しております。

2. ローランド イーディー株式会社に対しては、出資比率を100%とするともに、2007年4月1日付でローランド エスジー株式会社に変更しました。
3. 当連結会計年度中にRoland Europe S. p. A. のコンピュータ周辺機器の販売部門を分離してRoland DG Mid Europe S. r. l. を設立し、ローランド ディー.ジー. 株式会社がその全持分を取得したため、重要な子会社となりました。

7. 主要な事業内容

当社グループは、電子楽器及びコンピュータ周辺機器の開発、製造、販売を主要な事業とし、かつ、これに付帯する事業を営んでおります。

事業別セグメントの売上高と構成比は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	品 目	金 額	売上構成比
電子楽器事業	電 子 楽 器	31,540百万円	33.1%
	家 庭 用 電 子 楽 器	11,109	11.7
	音 響 機 器	5,971	6.3
	コンピュータ・ミュージック 関 連 機 器 他	8,305	8.7
	小 計	56,927	59.8
コンピュータ周辺機器事業	プリンター、プロッタ他	38,332	40.2
合 計		95,259	100.0

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

8. 主要な営業所及び工場等

会 社 名	名 称	所 在 地
当 社	本 社 工 場	静岡県浜松市
	都田工場・都田試験センター	静岡県浜松市
	松 本 工 場	長野県松本市
	浜 松 研 究 所	静岡県浜松市
	浜 松 流 通 セ ン タ ー	静岡県浜松市
	東 京 オ フ ィ ス	東京都千代田区
	大 阪 オ フ ィ ス	大阪市北区
ローランド ディー. ジー. 株式会社	本 社 工 場	静岡県浜松市
	都 田 事 業 所	静岡県浜松市
	大 久 保 事 業 所	静岡県浜松市
ポ ス 株 式 会 社	本 社 工 場	静岡県浜松市
Roland Europe S. p. A.	本 社 工 場	Acquaviva Picena, Italy
Roland Corporation U. S.	本 社	Los Angeles California, U.S.A.
Rodgers Instruments LLC	本 社 工 場	Hillsboro Oregon, U.S.A.

(注) 松本工場は、当社よりローランド エスジー株式会社に賃貸しています。

9. 使用人の状況

(1) 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子楽器事業	1,791名	61名増
コンピュータ周辺機器事業	604名	43名増
合計	2,395名	104名増

(注) 上記のほか、臨時使用人として期中平均雇用人員222名がおります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
730名	14名増	41歳4ヶ月	16年4ヶ月

(注) 上記のほか、出向社員10名、臨時使用人として期中平均雇用人員70名がおります。

10. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
DEXIA BANK	812百万円
NORDEA BANK DENMARK A/S	178
BARCLAYS BANK PLC	177
株式会社りそな銀行	172
株式会社八十二銀行	172
株式会社三菱東京UFJ銀行	144
UNION BANK OF CALIFORNIA	118

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 60,000,000株
2. 発行済株式の総数 25,572,404株
3. 株主数 4,514名
4. 大株主

発行済株式の総数の10分の1以上の株式数を有する株主はおりません。
当社の大株主の状況は、以下のとおりであります。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	議 決 権 比 率
財団法人ローランド芸術文化振興財団	2,335千株	9.3%
梯 郁 太 郎	1,507	6.0
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント	1,328	5.3
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,294	5.2
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	1,111	4.4
バンク オブ ニューヨーク ヨーロッパ リミテッド ルクセンブルグ 131800	1,103	4.4
パイオニア興産株式会社	800	3.2
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク	787	3.1
ローランド社員持株会	655	2.6
株 式 会 社 り そ な 銀 行	561	2.2

III 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (2007年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
取締役会長 (代表取締役)	檀 克 義	
取締役社長 (代表取締役)	田 中 英 一	営業部門担当、MI開発部門担当、技術部門担当
専務取締役	西 澤 一 朗	管理部門担当、業務部門担当、生産部門担当 兼 監査室担当
常務取締役	近 藤 公 孝	DTMP開発部門担当 兼 ローランドイーディー(株)取締役営業部長
取 締 役	三 木 純 一	開発スタッフ部門担当 兼 クラシックプロジェクト担当
取 締 役	柳 瀬 和 也	CK事業部門担当
取 締 役	富 岡 昌 弘	ローランド ディー、ジー。(株)代表取締役社長、Roland DGA Corporation取締役会長
取 締 役	デニス・フーリハン	Roland Corporation U.S. 取締役社長兼 CEO、Rodgers Instruments LLC社長
取 締 役	ジョン・ブース	Roland (U.K.) Ltd. 取締役社長、Roland DG (U.K.) Ltd. 取締役兼CEO
常勤監査役	庄 司 東 生	
常勤監査役	河 合 保	
監 査 役	川 島 実	ローランド ディー、ジー。(株)社外監査役、日本バルカー工業(株)社外取締役、アルタスコンサルティング代表
監 査 役	前 川 三喜男	石塚硝子(株)社外監査役、伊勢湾海運(株)社外監査役、公認会計士前川三喜男事務所所長、愛知淑徳大学助教授

- (注) 1. 監査役 川島 実及び前川三喜男の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 河合 保及び前川三喜男の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役 河合 保氏は、通算3年2ヶ月にわたり決算手続き並びに財務諸表の作成等の経理業務に従事しておりました。
 - ・監査役 前川三喜男氏は、公認会計士の資格を有しております。

(決算期後の異動)

2007年4月1日付をもって、取締役の担当及び他の法人等の代表状況等が次のとおり変更となりました。

氏 名	異 動 後	異 動 前
田 中 英 一	営業部門担当、技術部門担当 兼 ローランド エスジー(株) 代表取締役社長	営業部門担当、M I 開発部門担 当、技術部門担当
近 藤 公 孝	M I 開発部門担当 兼 アンブ 開発部長 兼 R S G 営業部長 兼 ローランド エスジー (株)取締役	D T M P 開発部門担当 兼 ローランド イーディー(株)取 締役営業部長
三 木 純 一	クラシックプロジェクト担当	開発スタッフ部門担当 兼 ク ラシックプロジェクト担当
柳 瀬 和 也	C K 事業部門担当 兼 品質保 証部担当	C K 事業部門担当

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	6人	212,570千円
監 査 役 (うち社外監査役)	4人 (2人)	43,400千円 (9,600千円)
合 計	10人	255,970千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 報酬等の額には、第35期定時株主総会において決議予定の役員賞与49,000千円
(取締役44,000千円、監査役5,000千円)を含めています。

3. 社外役員に関する事項

		監査役 川島 実	監査役 前川三喜男
①	他の会社の業務執行取締役等の兼任状況	該当事項はありません。	該当事項はありません。
②	他の会社の社外役員の兼任状況	ローランド ディー. ジー. (株) 社外監査役 日本バルカー工業 (株) 社外取締役	石塚硝子 (株) 社外監査役 伊勢湾海運 (株) 社外監査役
③	主要取引先等の特定関係事業者との関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。
④	当事業年度における主な活動状況	(別記1)	(別記1)
⑤	責任限定契約の内容の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。
⑥	社外役員に対する報酬等の総額	(別記2)	(別記2)
⑦	当社親会社及び親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(別記1)

当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席の状況

	監査役 川島 実	監査役 前川三喜男
取締役会全14回	8回出席	12回出席
監査役会全7回	6回出席	6回出席

- ・取締役会及び監査役会における発言の状況

監査役 川島 実氏は、経営の専門家としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について、助言及び提言を行っております。

監査役 前川三喜男氏は、会計の専門家としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について、助言及び提言を行っております。

(別記2)

社外役員に対する報酬等の総額

社外監査役2名 9,600千円

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

(1) 報酬等の額 34百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には証券取引法に基づく監査報酬等の額を含めています。

(2) 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
76百万円

3. 非監査業務の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬以外の報酬は、国際コンサルティング業務及び内部統制構築支援業務に対する報酬です。

4. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6. 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

7. 連結子会社の監査

当社の重要な海外連結子会社は、当社の会計監査人以外の者（所在国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は証券取引法に相当する所在国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。

VI 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令、定款及び企業倫理順守の徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、取締役社長が委員長の任にあたる。その基本方針として「コンプライアンス・ガイドライン」を策定し、取締役を含めた全従業員の指針とする。
- ② 「役員就業規則」により、取締役として要求される法令順守や行動規範を定め、その順守を義務付ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

業務の適正化、効率化を図ることを目的として、「文書管理規程」に基づき、文書の保存、管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の業務執行に係るリスクについて、その未然防止及び迅速な対処を行うことを目的として、リスク管理規程を策定する。
- ② 法令や定款に違反する行為については、社内通報制度によりリスクの認識を行い、是正措置及び再発防止策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則として毎月1回開催することとし、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 執行役員制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にする。
- ③ 取締役の任期を1年とすることで事業年度における経営責任の明確化を図る。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス委員会において、法令、定款及び企業倫理順守の基本方針となる「コンプライアンス・ガイドライン」の周知徹底を図るとともに使用人の教育や指導にあたる。

- ② 法令、定款及び企業倫理に違反する行為については、法律事務所を窓口とした社内通報制度を設けることにより速やかに是正措置及び再発防止策を講じる体制を整備し、自浄作用を高める。また、必要に応じて法律事務所の指導と助言を受けることができる体制とする。
 - ③ 内部監査部門である監査室において、内部統制の有効性の確認、改善点の指摘を行う。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 創業以来の一貫した基本的方針である「創造の喜びを世界にひろめよう」、「BIGGESTよりBESTになろう」、「共感を呼ぶ企業にしよう」という3つのスローガンをローランド・グループ全てに適用する行動指針とする。
 - ② ローランド・グループの関係会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づき、適切に管理監督を行える体制とする。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は、監査室の要員に対し、その職務の補助者として必要に応じて、監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (8) 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査室の要員の評価、任命、解任、人事異動については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保する。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役会を原則として毎月1回開催することとし、事前に審議事項及び報告事項に係る資料を監査役に配布する。
 - ② 監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会、会計監査人と代表取締役による意見交換会を開催する。

2. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2006年5月12日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上を目的として、議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付（以下「大規模買付行為」といいます。）に関する買収防衛策（以下「現行買収防衛策」といいます。）を導入いたしました。その内容は以下に記載のとおりです。現行買収防衛策の有効期間は2007年6月22日開催の第35期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終了後、最初に開催される取締役会の終結の時までとなっています。

なお、当社では、本定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する新たな対応方針（以下「本プラン」といいます。）の導入を株主の皆様のご承認を条件として決定いたします。現行買収防衛策は、本定時株主総会における本プランの導入後、その効力を失うものとします。

本プランの具体的内容につきましては、第35期定時株主総会招集通知に添付の株主総会参考書類53ページから77ページをご覧ください。

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。こうした大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量取得行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 基本方針の実現のための取組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は創業以来、日本初、世界初となる最高の性能をもった最高級の製品を世界市場に提供してまいりました。ローランド製品の奏でる世界は今日まで楽器業界に大きな影響を与え、世界の音楽、芸術、文化の向上、振興に大きく貢献してまいりました。当社は、「創造の喜びを世界にひろめよう」、「BIGGESTよりBESTになろう」、「共感を呼ぶ企業にしよう」という3つのスローガンを掲げ、このスローガンに含まれる「創造」、「BEST」、「共感」こそが当社の企業価値を形成し、利益向上の源泉となっております。国内外の関連会社、従業員が一体となって3つのスローガンの実践に努めることが、当社の企業価値を更に向上させ、株主の皆様のご期待に応えることになるものと確信しております。

当社は、1972年に電子楽器メーカーとして創業し、その翌年には、国産初のシンセサイザー「SH-1000」を発売するなど、常に電子楽器の先駆者として世界の音楽シーンをリードしてきました。近年は、電子楽器の製造・販売にとどまることなく、グループ会社を通じて、長年の電子楽器製造で得た技術資産を活用したコンピュータ周辺機器事業にも注力しております。

時代の変化に柔軟に対応し、多くの日本初、世界初の製品を生み出してきた技術力とグローバルな事業体制をベースに、量的な豊かさではなく質的な豊かさを追求し、「創造」を担うものとしての社会的責任を強く意識するとともに、従業員、顧客、取引先その他のステークホルダー等からの共感を重視することでこれらの方々との間で広く良好な関係を継続してまいりました。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、大規模買付行為が合理的なルールに従って行われることが企業価値及び株主共同の利益に資するものと考え、以下のとおり、買収防衛策として、当社株券等の大規模買付行為に際しての事前情報提供等に関するルール（以下「現行大規模買付ルール」といいます。）を導入いたしました。

当社取締役会が設定した現行大規模買付ルールとは、大規模買付行為に際して、①事前に大規模買付者又は大規模買付提案者（以下「大規模買付者等」と総称します。）から当社取締役会に対して必要十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後のみ大規模買付行為が開始される、というものです。

① 買付説明書の提出

大規模買付者等には、大規模買付行為実行に先立ち、当社取締役会に対して、別途当社の定める書式により、現行大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提供していただきます。買付説明書には、大規模買付者等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）連絡先及び企図されている大規模買付行為の概要等を明示していただきます。

② 大規模買付者等に対する情報提供要求

当社取締役会が買付説明書を受領した日から5営業日以内に、大規模買付者等には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての評価、検討、交渉、意見形成、代替案の作成等（以下「評価等」といいます。）に足る必要十分な以下aからfに記載する各情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。なお、当社取締役会が社外監査役及びファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家であり、かつ当社から独立した第三者（以下「外部専門家」といいます。）による助言等を検討した結果、当初提供していただいた情報だけでは当社取締役会による評価等を行うに不十分であると判断した場合、必要十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合、適切な時期及び方法をもってその全部又は一部を開示します。なお、当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、適時開示に関する法令及び取引所の規則に従い開示します。

- a 大規模買付者及びそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の概要（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- b 大規模買付行為の目的及び内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます。）
- c 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）
- d 買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

- e 大規模買付行為完了後に意図する買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策その他買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- f その他取締役会が合理的に必要と判断する事項

③ 取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、当社の事業内容評価の困難さに鑑み、評価等の難易度に応じて、当社取締役会が、大規模買付者等に対し、大規模買付情報の必要十分な提供が完了した旨を証する書面を交付した日から起算して、最長60日間（但し、当社取締役会は大規模買付内容の評価等に必要な範囲内で、当該期間を最長30日延長することができるものとし、必要と判断すれば、30日を超えて再延長することができるものとします。延長及び再延長を行う場合、延長の理由、延長期間その他当社取締役会が適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行うものとします。）が、当社取締役会による評価等のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられ、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきであると考えます。

④ 当社取締役会による評価等

取締役会評価期間中、当社取締役会は、社外監査役及び外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報等を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめた上で、これを開示します。また、必要に応じ、大規模買付者等との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付者等によって現行大規模買付ルールが順守されない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款が認めるもの（以下「対抗措置」といいます。）を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。

なお、現行大規模買付ルールが順守された場合、当社の企業価値を著しく毀損することが明白に認められる場合を除き、大規模買付行為に反対する旨の意見表明や代替案の提示による株主の皆様の説得にとどめ、上記のような対抗措置はとりません。

(3) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記(2)(a)記載の特別な取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上を目的として採用されているものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、当該取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、以下の諸点を考慮することにより、基本方針に照らして不適切なものによって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 株主意思の反映

当社は、全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任される体制にあります。現在の当社取締役の任期は本年6月の定時株主総会終了時までです。当該ルール継続又は改廃は、毎年当社の定時株主総会において当社株主の皆様により選任された取締役によって構成され、定時株主総会終了後最初に開催される取締役会において決せられることとなります。よって、1年毎に株主の皆様のご意向が反映されます。

② 特別な取組み発動のための合理的な客観的要件の設定

現行大規模買付ルールにおいて定められている対抗措置は、大規模買付者等によって現行大規模買付ルールが順守されない場合及び当社の企業価値を著しく毀損することが明白に認められる場合に限り発動されます。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止しております。

◎本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切捨て、比率は小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。但し、1株当たり当期純利益につきましては、銭未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2007年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	62,522,764	流動負債	16,636,889
現金及び預金	22,414,013	支払手形及び買掛金	5,567,481
受取手形及び売掛金	12,970,807	短期借入金	1,580,725
有価証券	366,125	一年以内返済予定長期借入金	141,085
たな卸資産	21,101,849	未払法人税等	2,372,507
繰延税金資産	2,427,389	繰延税金負債	6,795
その他	3,688,438	賞与引当金	1,444,926
貸倒引当金	△445,858	役員賞与引当金	130,000
固定資産	30,593,730	その他	5,393,367
有形固定資産	17,830,196	固定負債	3,147,817
建物及び構築物	7,811,687	長期借入金	220,022
機械装置及び運搬具	1,238,630	繰延税金負債	942,363
工具器具備品	2,109,513	再評価に係る繰延税金負債	187,289
土地	6,531,994	その他	1,798,141
建設仮勘定	138,369	負債合計	19,784,706
無形固定資産	1,806,028	(純資産の部)	
のれん	415,062	株主資本	56,749,806
ソフトウェア	1,338,301	資本金	9,274,272
その他	52,664	資本剰余金	10,800,730
投資その他の資産	10,957,505	利益剰余金	37,358,239
投資有価証券	4,665,460	自己株式	△683,436
長期貸付金	1,041,008	評価・換算差額等	637,558
繰延税金資産	765,986	その他有価証券評価差額金	508,101
その他	4,568,502	土地再評価差額金	△1,498,983
貸倒引当金	△83,452	為替換算調整勘定	1,628,440
資産合計	93,116,495	少数株主持分	15,944,423
		純資産合計	73,331,788
		負債・純資産合計	93,116,495

連結損益計算書

（自 2006年4月1日
至 2007年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		95,259,496
売 上 原 価		54,397,710
売 上 総 利 益		40,861,786
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		31,019,519
営 業 利 益		9,842,266
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	453,933	
為 替 差 益	146,345	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	173,076	
そ の 他	417,715	1,191,071
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	176,732	
売 上 割 引	316,049	
そ の 他	84,662	577,444
経 常 利 益		10,455,893
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	26,743	
固 定 資 産 売 却 益	25,266	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	41,844	
関 係 会 社 清 算 益	4,009	
補 助 金 収 入	145,525	
事 業 譲 渡 益	9,411	252,802
特 別 損 失		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	24,745	
固 定 資 産 除 売 却 損	61,795	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	40,754	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	5,614	
関 係 会 社 持 分 変 動 損	260,180	393,090
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		10,315,604
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,571,992	
法 人 税 等 調 整 額	△741,834	3,830,158
少 数 株 主 利 益		2,784,121
当 期 純 利 益		3,701,324

連結株主資本等変動計算書

（自 2006年4月1日）
（至 2007年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式		
2006年3月31日 残高	9,274,272	10,800,469	34,479,517	△680,113		53,874,145
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当（注）	—	—	△376,661	—		△376,661
剰余金の配当（中間配当）	—	—	△376,655	—		△376,655
役員賞与（注）	—	—	△78,000	—		△78,000
当期純利益	—	—	3,701,324	—		3,701,324
自己株式の取得	—	—	—	△3,643		△3,643
自己株式の処分	—	261	—	321		582
連結子会社除外に伴う変動額	—	—	8,713	—		8,713
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—		—
連結会計年度中の変動額合計	—	261	2,878,721	△3,322		2,875,660
2007年3月31日 残高	9,274,272	10,800,730	37,358,239	△683,436		56,749,806

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価金 差 額	為 替 換 算 差 額 為 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2006年3月31日 残高	807,719	△1,498,983	341,863	△349,400	13,915,092	67,439,838
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	—	△376,661
剰余金の配当（中間配当）	—	—	—	—	—	△376,655
役員賞与（注）	—	—	—	—	—	△78,000
当期純利益	—	—	—	—	—	3,701,324
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△3,643
自己株式の処分	—	—	—	—	—	582
連結子会社除外に伴う変動額	—	—	—	—	—	8,713
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△299,618	—	1,286,577	986,959	2,029,330	3,016,290
連結会計年度中の変動額合計	△299,618	—	1,286,577	986,959	2,029,330	5,891,950
2007年3月31日 残高	508,101	△1,498,983	1,628,440	637,558	15,944,423	73,331,788

（注） 2006年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

連結注記表

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 21社

ボス(株)、ローランド イーディー(株)、ローランド ディー. ジー. (株)、ローランド エンジニアリング(株)、Roland Europe S.p.A.、Rodgers Instruments LLC、Roland Corporation U.S.、Roland (U.K.) Ltd.、Roland Elektronische Musikinstrumente HmbH.、Roland DGA Corporation、Roland Canada Ltd.、Roland Central Europe n.v.、Roland DG Benelux n.v.、Roland Italy S.p.A.、Roland DG (U.K.) Ltd.、Electronic Musical Instruments Roland Scandinavia A/S、Roland Iberia, S.L.、Roland Corporation Australia Pty. Ltd.、Roland Systems Group U.S.、Roland Digital Group Iberia, S.L.、Roland DG Mid Europe S.r.l.

非連結子会社の数 17社

Roland Brasil Importacao, Exportacao, Comercio, Representacao e Servicos Ltda.、Roland DG Australia Pty. Ltd.、Edirol Europe Ltd.、その他14社

なお、前連結会計年度において連結子会社であったEdirol Corporation North Americaは、前連結会計年度中にその事業をRoland Systems Group U.S.及びRoland Corporation U.S.へ移管したため、及びAllans Music Group Unit Trustは、前連結会計年度中に楽器関連小売部門を第三者へ事業譲渡した結果、その重要性が減少したため、それぞれ当連結会計年度において連結の範囲から除外しています。また、前連結会計年度において連結子会社であったRoland Audio Development Corporationは、前連結会計年度中にその製造事業を当社及び中国生産拠点に移管し、当連結会計年度においてRoland Corporation U.S.に合併されました。

当連結会計期間中にRoland Europe S.p.A.のコンピュータ周辺機器の販売部門を分離してRoland DG Mid Europe S.r.l.を設立し、ローランド ディー. ジー. (株)がその全持分を取得したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めています。

その他の非連結子会社Roland Brasil Importacao, Exportacao, Comercio, Representacao e Servicos Ltda.、Roland DG Australia Pty. Ltd.及びEdirol Europe Ltd.等合計17社については、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めていません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社のうちRoland Brasil Importacao, Exportacao, Comercio, Representacao e Servicos Ltda. 及び関連会社のうちRoland Taiwan Electronic Music Corporationの合計2社に対する投資額については持分法を適用しています。

その他の非連結子会社16社及び関連会社4社については、合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも連結計算書類に重大な影響を及ぼしていないため、持分法を適用していません。持分法を適用していない会社はRoland DG Australia Pty. Ltd.、Roland (Switzerland) AG及びEdirol Europe Ltd.等です。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ボス㈱、ローランド イーディー㈱、ローランド ディー・ジー・㈱及びローランド エンジニアリング㈱は、連結計算書類提出会社と同一です。また、Roland Corporation Australia Pty. Ltd. の決算日は6月30日及び12月31日であり、2006年1月1日から2006年12月31日までの計算書類を使用しています。上記以外の子会社の決算日は12月31日であり、当該決算日現在の計算書類を使用しています。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品、製品、原材料及び仕掛品

当社及び国内連結子会社……………主として総平均法による低価法

在外連結子会社……………主として先入先出法による低価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

ハ. デリバティブ……………時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産……………主として定率法
但し、当社及び国内連結子会社が1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物及び構築物 31～50年
工具器具備品 2～6年
- ロ. 無形固定資産（のれんを除く）……………主として定額法
但し、当社及び国内連結子会社が所有する市場販売目的のソフトウェアについては販売可能有効期間における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、連結会社間の債権債務を相殺消去した後の金額を基礎として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しています。
- ハ. 役員賞与引当金……………役員の賞与の支払いに備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しています。
- ニ. 退職給付引当金……………当社及び国内連結子会社4社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。
なお、当連結会計年度末の年金資産額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に111,663千円含めて表示しています。

退職給付債務の算出にあたり簡便法を採用していた一部の国内連結子会社が適格退職年金制度へ移行したことに伴い発生した過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生年度から費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生年度の翌連結会計年度から費用処理しています。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、当該子会社の会計期間における期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」及び「少数株主持分」に含めています。

⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、主として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

⑥ 消費税等の会計処理

税抜方式で処理しています。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっています。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については5年間の均等償却を行っています。

[会計方針の変更]

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しています。

従来の「資本の部」の合計額に相当する金額は57,387,365千円です。

(役員賞与に関する会計基準)

当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しています。

これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ130,000千円減少しています。

(企業結合に係る会計基準及び事業分離等に関する会計基準)

当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しています。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対する債務

① 担保に供している資産

Roland Corporation Australia Pty. Ltd. の全資産 1,358,974千円

② 上記に対応する債務

長期借入金 94,160千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 23,348,743千円

(3) 保証債務

非連結子会社及び関連会社銀行借入保証 382,108千円

使用人銀行借入保証 58,428千円

得意先債務支払保証 552,446千円

その他 7,372千円

計 1,000,356千円

(4) 手形割引高 1,459,243千円

(5) 訴訟

当社の連結子会社ローランド ディー・ジー・株式会社の米国子会社である Roland DGA Corporation (以下「DGA社」といいます。)は、米国に本社のある Gerber Scientific International, Inc. 社から米国特許権の侵害があったとして、損害賠償請求(金額の明示なし)及びDGA社に対する当該特許技術を利用した製品の製造、販売及び販売促進行為等の差し止め及び同製品の回収命令の申し立てを内容とする訴訟を2007年1月30日に提起されました。

(6) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 1,060,590千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

25,572,404株

(2) 配当に関する事項

1. 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2006年6月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	376,661	15	2006年3月31日	2006年6月26日
2006年11月7日 取 締 役 会	普通株式	376,655	15	2006年9月30日	2006年12月8日
計	—	753,316	—	—	—

2. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2007年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 502,192千円
- ② 1株当たり配当額 20円（普通配当15円、記念配当5円）
- ③ 基準日 2007年3月31日
- ④ 効力発生日 2007年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

2,285円47銭

1株当たり当期純利益

147円40銭

貸借対照表

(2007年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,032,686	流動負債	4,832,047
現金及び預金	7,477,753	買掛金	1,755,876
受取手形	57,791	未払金	1,336,960
売掛金	4,561,344	未払費用	97,742
商品	682,934	未払法人税等	710,605
製品	1,212,569	預り金	71,623
原材料	444,669	賞与引当金	769,852
仕掛品	666,644	役員賞与引当金	44,000
貯蔵品	507,281	その他	45,387
未収入金	1,296,318	固定負債	301,932
繰延税金資産	531,875	長期未払金	92,300
その他	594,083	再評価に係る繰延税金負債	187,289
貸倒引当金	△580	その他	22,343
固定資産	31,102,645	負債合計	5,133,979
有形固定資産	9,193,131	(純資産の部)	
建物	3,662,249	株主資本	44,999,548
機械及び装置	506,094	資本金	9,274,272
工具器具備品	928,607	資本剰余金	10,800,730
土地	3,957,431	資本準備金	10,800,378
建設仮勘定	21,501	その他資本剰余金	351
その他	117,247	利益剰余金	25,607,981
無形固定資産	559,319	利益準備金	847,654
ソフトウェア	528,654	その他利益剰余金	24,760,326
その他	30,665	特別償却準備金	2,481
投資その他の資産	21,350,194	固定資産圧縮積立金	49,929
投資有価証券	3,417,456	別途積立金	22,644,000
関係会社株式	13,585,272	繰越利益剰余金	2,063,916
関係会社出資金	2,065,600	自己株式	△683,436
関係会社長期貸付金	2,246,801	評価・換算差額等	△998,197
差入保証金	334,308	其他有価証券評価差額金	500,786
繰延税金資産	658,701	土地再評価差額金	△1,498,983
その他	123,095	純資産合計	44,001,351
貸倒引当金	△1,081,042	負債・純資産合計	49,135,331
資産合計	49,135,331		

損 益 計 算 書

（自 2006年4月1日
至 2007年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		37,062,427
売 上 原 価		26,887,288
売 上 総 利 益		10,175,138
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,922,308
営 業 利 益		2,252,830
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,587,507	
為 替 差 益	100,491	
そ の 他	35,578	1,723,577
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	678	
そ の 他	5,703	6,381
経 常 利 益		3,970,025
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	22,463	
固 定 資 産 売 却 益	4,124	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	16,041	42,629
特 別 損 失		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	391,477	
固 定 資 産 除 売 却 損	30,146	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	33,754	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	216,501	671,880
税 引 前 当 期 純 利 益		3,340,775
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	941,946	
法 人 税 等 調 整 額	395,891	1,337,838
当 期 純 利 益		2,002,937

株主資本等変動計算書

（自 2006年4月1日
至 2007年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本													
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					自己株式	株 資 合 計	主 本 計	
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資 剰 合	本 金 計	利 準 備 金	その他利益剰余金							利 剰 余 金 計
							特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰余金				
2006年3月31日残高	9,274,272	10,800,378	90	10,800,469	847,654	19,443	49,929	21,544,000	1,941,333	24,402,361	△680,113	43,796,989		
事業年度中の変動額														
特別償却準備金の取崩（注）	-	-	-	-	-	△8,481	-	-	8,481	-	-	-		
別途積立金の積立（注）	-	-	-	-	-	-	1,100,000	△1,100,000	-	-	-	-		
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	-	-	-	△376,661	△376,661	-	△376,661	-		
剰余金の配当（中間配当）	-	-	-	-	-	-	-	△376,655	△376,655	-	△376,655	-		
役員賞与（注）	-	-	-	-	-	-	-	△44,000	△44,000	-	△44,000	-		
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	2,002,937	2,002,937	-	2,002,937	-		
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△3,643	△3,643	-		
自己株式の処分	-	-	261	261	-	-	-	-	-	-	321	582		
特別償却準備金の取崩（当期）	-	-	-	-	-	△8,481	-	-	8,481	-	-	-		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
事業年度中の変動額合計	-	-	261	261	-	△16,962	-	1,100,000	122,582	1,205,620	△3,322	1,202,559		
2007年3月31日残高	9,274,272	10,800,378	351	10,800,730	847,654	2,481	49,929	22,644,000	2,063,916	25,607,981	△683,436	44,999,548		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2006年3月31日残高	789,739	△1,498,983	△709,244	43,087,745	
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩（注）	-	-	-	-	
別途積立金の積立（注）	-	-	-	-	
剰余金の配当（注）	-	-	-	△376,661	
剰余金の配当（中間配当）	-	-	-	△376,655	
役員賞与（注）	-	-	-	△44,000	
当期純利益	-	-	-	2,002,937	
自己株式の取得	-	-	-	△3,643	
自己株式の処分	-	-	-	582	
特別償却準備金の取崩（当期）	-	-	-	-	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△288,952	-	△288,952	△288,952	
事業年度中の変動額合計	△288,952	-	△288,952	913,606	
2007年3月31日残高	500,786	△1,498,983	△998,197	44,001,351	

（注）2006年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

個別注記表

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料及び仕掛品……………総平均法による低価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した
建物（建物付属設備を除く）について
は定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりで
す。

建物 31～50年

工具器具備品 2～6年

ロ. 無形固定資産……………定額法

但し、市場販売目的のソフトウェアに
ついては販売可能有効期間における見
込販売数量に基づく方法、自社利用の
ソフトウェアについては社内における
利用可能期間（5年）に基づく定額法

ハ. 長期前払費用……………定額法（主として5年で償却）

(5) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権に
ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の
債権については個別に回収可能性を検討し、回収不
能見込額を計上しています。

ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に
基づき計上しています。

ハ. 役員賞与引当金……………役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基
づく計上しています。

ニ. 退職給付引当金……従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

なお、当事業年度末の年金資産額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、当該超過額58,738千円を前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて表示しています。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生年度の翌事業年度から費用処理しています。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によつています。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式で処理しています。

[会計方針の変更]

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しています。

従来の「資本の部」の合計額に相当する金額は44,001,351千円です。

（役員賞与に関する会計基準）

当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しています。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ44,000千円減少しています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	12,409,354千円
(2) 保証債務	
ローランド イーディー株式会社（銀行からの借入保証等）	381,612千円
Roland Brasil Importacao, Exportacao, Comercio, Representacao e Servicos Ltda.（銀行からの借入保証等）	200,138千円
Roland Systems Group U.S.（銀行からの借入保証）	118,090千円
その他（銀行からの借入保証等）	161,967千円
計	861,808千円
(3) 手形割引高	440,032千円
(4) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	4,230,987千円
短期金銭債務	927,776千円
(5) 土地の再評価	
<p>「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。</p> <p>再評価の方法</p> <p>「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出</p> <p>再評価を行った年月日</p> <p>再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額</p>	
	△1,060,590千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	25,954,525千円
仕入高	13,615,451千円
営業取引以外の取引高	1,535,975千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	462,789株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	952千円
減価償却否認額	96,956千円
関係会社株式評価損	602,051千円
関係会社出資金評価損	262,400千円
有価証券評価損	307,617千円
貸倒引当金否認額	394,181千円
未払事業税否認	74,137千円
未払費用否認額	54,526千円
賞与引当金否認額	306,016千円
繰越外国税額控除	80,027千円
その他	95,995千円
繰延税金資産小計	2,274,863千円
評価性引当額	△676,392千円
繰延税金資産合計	1,598,471千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金・特別償却準備金	△34,578千円
その他有価証券評価差額金	△330,394千円
前払年金費用	△23,348千円
その他	△19,573千円
繰延税金負債合計	△407,894千円
繰延税金資産の純額	1,190,577千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している事務機器、製造設備等があります。

8. 関連当事者との取引に関する注記
役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 兼任等	事業 上の 関係				
役員等	梯 郁太郎	-	-	当社特別 顧問法人 ローランド 芸術文化振 興財団 理事長 アトリエ ビジョン 代表取締役	直接6.0	-	-	顧問料の支払 (注)1	12,000	-	-
								財団法人ロー ランド芸術文 化振興財団 への寄付金 の支払(注)2	9,000	-	-
								業務委託料 の支払(注)3	15,500	未払金	1,050
								子会社株式 の譲受(注)4	-	-	-
役員及び その近親者	赤松 啓至	-	-	会社役員	直接0.1	-	-	子会社株式 の譲受(注)4	63,697	未払金	63,697
役員及び その近親者	梯 正之	-	-	会社役員	直接0.8	-	-	子会社株式 の譲受(注)4	37,610	未払金	37,610
役員	川島 実	-	-	当社監査役 アルタス コンサルティング 代表	-	-	-	セミナー講 師料の支払 (注)5	1,058	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社特別顧問 梯 郁太郎氏との取引は、顧問に関する内規に基づき決定しています。
2. 財団法人ローランド芸術文化振興財団との取引は、いわゆる第三者のための取引です。
3. アトリエビジョン(株)との取引は、業務委託契約に基づき決定しています。取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでいます。
4. 連結子会社であるローランド イーディー(株) (2007年4月1日付でローランド エスジー(株)に商号を変更) について、グループ生産体制の見直しにより、従来の45%の出資から100%出資としました。これに伴い、少数株主である個人17名から、それぞれの所有株式の買い取りを行なっています。このなかに、当社特別顧問 梯 郁太郎氏並びに関連当事者に該当する赤松啓至氏及び梯 正之氏が含まれています。取得価格については、同社の直近の財政状態及び事業価値を基礎として、各株主の経営責任を勘案して相対で決めています。また同社の株式買い取りにあたり、当社特別顧問 梯 郁太郎氏から当該株式を無償で譲り受けています。
5. アルタスコンサルティングとの取引は、個別契約に基づき決定しており、いわゆる第三者のための取引です。

子会社等

属性	氏名	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						当社の役員兼任(名)	事業上の関係				
子会社等	Roland Corporation U. S.	Los Angeles California U. S. A.	US \$ 千680	電子楽器販売	直接100	1	当社の商品販売	商品の販売(注)1	10,983,891	売掛金	1,457,367
子会社等	ボス(株)	静岡県浜松市	千円40,000	電子楽器製造	直接100	2	当社の商品製造	商品の購入(注)1,3	6,427,110	買掛金	577,918
子会社等	楽蘭(上海)貿易有限公司	中国上海市	US \$ 千500	倉庫運送業務	直接100	1	当社の商品仕入販売	商品・材料の仕入(注)1	4,524,665	—	—
子会社等	ローランドイーディー(株)	長野県松本市	千円300,000	電子楽器製造販売	直接100	2	当社の商品製造	資金の貸付返済(注)2	930,000 510,000	長期貸付金	620,000
子会社等	Edirol Corporation North America	Bellingham Washington U. S. A.	US \$ 千5,390	電子楽器販売	直接99.3 間接0.7	1	当社の商品販売	資金の貸付(注)2	—	長期貸付金	746,919
子会社等	Roland Taiwan Electronic Music Corporation	台湾台北市	NT \$ 千120,000	電子楽器製造	直接50.0	2	当社の商品製造	資金の貸付(注)2	540,000	長期貸付金	540,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は各社との取引基本契約に基づき、市場価格・総原価を勘案して決定しています。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しています。但しEdirol Corporation North Americaにつきましては現在清算手続中につき、金利の請求をしていません。また、担保は受け入れていません。
3. ボス(株)との取引は、取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んでいます。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,752円37銭
1株当たり当期純利益 79円77銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2007年5月14日

ローランド株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 東 誠一郎 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅賀 裕幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ローランド株式会社の2006年4月1日から2007年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ローランド株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2007年5月14日

ローランド株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 東 誠一郎 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅賀 裕幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ローランド株式会社の2006年4月1日から2007年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2006年4月1日から2007年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2007年5月14日

ローランド株式会社	監査役会
常勤監査役 庄 司	東 生 ⑩
常勤監査役 河 合	保 ⑩
社外監査役 川 島	実 ⑩
社外監査役 前 川	三喜男 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 期末配当金に関する事項

期末配当金につきましては、今後の事業展開の一層の拡大に備え、企業体質の強化を図るため、内部留保にも配慮いたす一方、業績を勘案し行うこととしております。

当期の期末配当金につきましては、普通配当15円に記念配当5円（創立35周年記念）を加え、当社普通株式1株につき金20円（年間配当金は中間配当金15円とあわせて35円）とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円といたします。

この場合、配当総額は502,192,300円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2007年6月25日といたします。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,100,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,100,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役 檀 克義、田中英一、西澤一朗、近藤公孝、三木純一、柳瀬和也、富岡昌弘、デニス・フリーハン、ジョン・ブースの9名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、 他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	檀 克 義 (1941年12月16日生)	1972年8月 当社入社 1989年2月 当社国内営業部長 1989年6月 当社取締役就任 1993年4月 当社国内営業担当 1994年6月 当社常務取締役就任 1995年6月 当社専務取締役就任 当社営業本部長 兼 海外営業部長 1996年4月 当社代表取締役社長就任 1996年10月 当社海外営業担当 1997年6月 当社営業部門担当 2005年4月 当社代表取締役会長就任 (現)	142,772株
2	田 中 英 一 (1958年11月21日生)	1977年3月 当社入社 1991年6月 当社ロッテルダム事務所長 1995年7月 Roland Corporation U.S. 駐在 1997年11月 当社海外営業部長 2001年6月 当社取締役就任 2001年8月 当社営業部門担当(現) 2003年5月 当社ロジャース営業部長 2005年4月 当社代表取締役社長就任 (現) 2006年4月 当社M I 開発部門担当 当社技術部門担当(現) (他の法人等の代表状況) ローランド エスジー(株)代表取締役社長	9,068株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、 他の法人等の代表状況	所有する当社 の株式数
3	西 澤 一 朗 (1948年6月30日生)	1987年7月 当社入社 1992年4月 当社営業業務部長 1995年6月 当社取締役人事部長就任 1998年4月 当社総務・人事部長 1998年6月 当社常務取締役就任 2001年1月 当社社長室長 2001年8月 当社企画・業務部門担当 2002年4月 当社総務・人事部門担当 当社業務部門担当(現) 2002年7月 当社社長室長 2005年6月 当社専務取締役就任(現) 2005年7月 当社管理部門担当(現) 2006年4月 当社監査室担当(現) 2006年6月 当社生産部門担当(現)	10,434株
4	近 藤 公 孝 (1956年12月8日生)	1980年3月 当社入社 1996年4月 当社D T M P 営業部長 2000年4月 エディロール インターナ ショナル(株)へ出向 2001年1月 当社D T M P 開発部長 2001年6月 当社取締役就任 2006年4月 当社D T M P 開発部門担当 2006年6月 当社常務取締役就任(現) 2007年4月 当社M I 開発部門担当、アン プ開発部長、R S G 営業部長 (現)	9,094株
5	柳 瀬 和 也 (1960年10月21日生)	1989年10月 当社入社 1999年6月 当社C K プロジェクト部長 2001年1月 当社ピアノ開発部長 2002年4月 当社執行役員 2005年4月 当社C K 開発部門担当 2005年6月 当社取締役就任(現) 2006年4月 当社C K 事業部門担当(現) 2007年4月 当社品質保証部担当(現)	2,911株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、 他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
6	池上嘉宏 (1959年11月4日生)	1978年3月 当社入社 1990年4月 ボス(株)へ転籍 1999年6月 同社取締役就任 2002年7月 同社取締役社長就任 2007年4月 当社執行役員生産部門担当 (現)	4,095株
7	富岡昌弘 (1947年1月6日生)	1972年9月 当社入社 1982年9月 当社退社 ローランド ディー. ジー. (株) 入社 同社製造部長 1984年5月 同社常務取締役就任 1986年3月 同社代表取締役社長就任 (現) 2005年6月 当社取締役就任(現) (他の法人等の代表状況) ローランド ディー. ジー. (株)代表取締役 社長 Roland DGA Corporation取締役会長	50,242株
8	Dennis Houlihan [デニス・フーリハン] (1950年3月24日生)	1985年11月 Jordan Kitt's Music, Inc. 入社 同社副社長就任、マーケティング担当 1989年12月 同社退社 1990年1月 Matsushita Electric Corporation of America入社 1992年4月 同社楽器部門本部長 1993年6月 同社退社 1993年7月 Roland Corporation U.S. 入 社 同社取締役社長就任(現) 2005年1月 同社CEO就任(現) 2006年6月 当社取締役就任(現) (他の法人等の代表状況) Roland Corporation U.S. 取締役社長兼CEO Rodgers Instruments LLC社長	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、 他の法人等の代表状況	所有する当社の 株式数
9	John Booth [ジョン・ブース] (1950年2月8日生)	1988年10月 Marantz Hi-Fi (U.K.) Ltd. 入社 同社取締役社長就任 1990年6月 同社退社 Yamaha-Kemble Music (U.K.) Ltd. 入社 同社取締役就任、営業・マー ケティング担当 1995年6月 同社退社 Kaman Distribution (U.K.) Ltd. 入社 同社取締役就任、本部長 1996年1月 同社退社 1996年3月 Roland (U.K.) Ltd. 入社 同社取締役社長就任 (現) 2006年6月 当社取締役就任 (現) (他の法人等の代表状況) Roland (U.K.) Ltd. 取締役社長 Roland DG (U.K.) Ltd. 取締役兼CEO	一株

- (注) 1. 取締役候補者 富岡昌弘氏は、ローランド ディー. ジー. 株式会社代表取締役社長であり、当社は同社との間に建物の賃貸借等の取引関係があります。
2. 取締役候補者デニス・フリーハン氏は、当社の製品販売先である Roland Corporation U.S. の取締役社長兼CEO、原材料供給先及び製品購入先である Rodgers Instruments LLCの社長であります。
3. 取締役候補者ジョン・ブース氏は、当社の製品販売先である Roland (U.K.) Ltd. の代表取締役社長であります。
4. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 庄司東生は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、 他の法人等の代表状況	所有する当社の 株式数
上野博司 (1947年5月29日生)	1976年8月 当社入社 1996年10月 当社プロダクト業務部長 1997年6月 当社取締役就任 当社技術研究所マネージャー 1999年6月 当社開発部門担当 2000年4月 当社細江開発部長 2001年1月 当社新規Ⅱ開発部長 2001年2月 当社新規開発部長 2001年8月 当社開発スタッフ部門担当 当社プロジェクト業務部長 2002年10月 当社プロジェクトサポート部長 (現) 2003年4月 当社執行役員(現) 2006年6月 当社品質保証部担当	9,867株

(注) 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績、その他諸般の事情を勘案し、当期末時点の取締役6名及び監査役2名に対し、その労に報いるため総額4千9百万円(うち監査役賞与5百万円)を支給させていただきたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決定に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬等の額の改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、1989年6月29日開催の第17期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額2億5千万円以内、監査役の報酬額を年額4千万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、会社法の施行により、今後は取締役及び監査役の報酬及び賞与（以下、併せて「報酬等」といいます。）の総額の最高限度額を株主総会の決議によって定めたいと存じます。つきましては、報酬等の総額を、取締役については年額2億5千万円以内、監査役については年額5千万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の総額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役の員数は9名、監査役の員数は4名であり、第2号議案及び第3号議案を原案どおりご承認いただいた後も、変更ありません。

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応方針の導入の件

当社株式の大量取得行為への新たな対応方針（以下「本プラン」といいます。）を導入することにつきまして、本定時株主総会においてご承認をいただくことをお願いするものであります。

なお、当社が2006年5月12日の取締役会において導入し、同年6月23日開催の第34期定時株主総会終了後に開催された取締役会で継続の決議をした買収防衛策は、本プランの導入についてご承認いただけた場合は、本定時株主総会の終結をもって、その効力を失うものとします。

当社の基本方針、本プラン導入の目的及び本プランの具体的内容につきましては、以下のとおりであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。こうした大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量取得行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は創業以来、日本初、世界初となる最高の性能をもった最高級の製品を世界市場に提供してまいりました。ローランド製品の奏でる世界は今日まで楽器業界に大きな影響を与え、世界の音楽、芸術、文化の向上、振興に大きく貢献してまいりました。当社は、「創造の喜びを世界にひろめよう」、「BIGGESTよりBESTになろう」、「共感を呼ぶ企業にしよう」という3つのスローガンを掲げ、このスローガンに含まれる「創造」、「BEST」、「共感」こそが当社の企業価値を形成し、利益向上の源泉となっております。国内外の関連会社、従業員が一体となって3つのスローガンの実践に努めることが、当社の企業価値を更に向上させ、株主の皆様のご期待に応えることになるものと確信しております。

当社は、1972年に電子楽器メーカーとして創業し、その翌年には、国産初のシンセサイザー「SH-1000」を発売するなど、常に電子楽器の先駆者として世界の音楽シーンをリードしてきました。近年は、電子楽器の製造・販売にとどまることなく、グループ会社を通じて、長年の電子楽器製造で得た技術資産を活用したコンピュータ周辺機器事業にも注力しております。

時代の変化に柔軟に対応し、多くの日本初、世界初の製品を生み出してきた技術力とグローバルな事業体制をベースに、量的な豊かさではなく質的な豊かさを追求し、「創造」を担うものとしての社会的責任を強く意識するとともに、従業員、顧客、取引先その他のステークホルダー等からの共感を重視することでこれらの方々との間で広く良好な関係を継続してまいりました。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本プラン導入の目的

上記のとおり、当社は長年にわたり築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、「音」と「音楽」への情熱と、卓越した研究開発力で、世界のスタンダードにもなった数々のオリジナル技術を開発してきました。「ローランド」のブランド価値の維持、向上のためには、クリエイティブな商品の開発力、高度で幅広い知識、ノウハウ等を有する人材の育成、研究開発、グローバルかつ独自の生産・販売体制の整備等が不可欠であると考えております。

当社の経営にあたっては、かかる状況を深く理解し、これら企業価値及び株主共同の利益の源泉を中長期的に確保及び向上させなければならず、当社株式を大量に取得しようとする者にこのような状況に関する十分な理解がなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は大きく毀損されることとなります。

加えて、当社グループは海外子会社等を含む多くのグループ関連会社から成り立ち、当該グループ全体で、当社製品の開発・製造・販売・アフターサービス等の一連の複合的な事業を営んでおります。

従って、かかる有機的結合により得られるシナジー、グループ戦略、その他当社の企業価値の要素を十分に把握し、大量取得行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を正確に判断するに際し、当社取締役会が判断のための情報提供等を行うことが重要であると考えております。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本プランを導入することを決定いたしました。なお、現在、当社が具体的に第三者から大量買付の提案を受けている事実はありません。2007年3月31日現在における当社の株式の状況は、本定時株主総会招集通知に添付の第35期事業報告13ページ「II会社の株式に関する事項」のとおりです。

(2) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等に対する買付等（下記(3)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(3)「本プランの発動に係る手続」をご参照ください。）。

(b) 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記(5)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役又は (iii) 社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランの導入当初において予定される独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2のとおりです。

(c) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランにおいては、本新株予約権は、次の①又は②に該当する買付又はこれに類似する行為（以下、併せて「買付等」といいます。）がなされたときに、本プランに定められる手続に従い無償割当てがなされることとなります。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付
 - ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、次の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を順守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的な名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d) ①に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討、買付者等との交渉及び代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（原則として60日以内とします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、以下同じ。）、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等（追加的に要求したものも含まれます。）の提供が十分になされたら独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記(d) ③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆様に対する当社の代替案の提示を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

独立委員会は、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付者等による買付等の意向の表明時点、独立委員会検討期間の開始時点、独立委員会検討期間の終了時点において、独立委員会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告又は決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記③に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合にはその旨、延長・再延長の延長期間及び理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)又は(c)に規定する手続を順守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判

断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

- (i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)①に規定する意見又は独立委員会が要求する情報、資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(4) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が次のいずれかに該当する場合、上記(3)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(3)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、次の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

- (a) 上記(3)「本プランの発動に係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を順守しない買付等である場合
- (b) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

- (f) 買付等の条件（対価の種類・価額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等であると合理的な根拠をもって判断できる場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社のブランド価値並びに従業員、取引先、顧客及びグループ会社等との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (5) 本新株予約権の無償割当ての概要
- 本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙3「ローランド株式会社新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。）。
- (a) 本新株予約権の数
- 当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。
- (b) 割当対象株主
- 割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
- 当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
- 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。
- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者⁹、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者¹⁰、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v) 上記(i)乃至(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(vi) 上記(i)乃至(v)記載の者の関連者¹¹（以下、(i)乃至(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については、別紙3「ローランド株式会社新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。）。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙3「ローランド株式会社新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(6) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から2010年6月に開催予定の定時株主総会の終結の時までの3年間とします。本プランに基づいて本新株予約権の無償割当てを行う場合には、この期間内に当社取締役会においてその決議を行うものとします。

(7) 本プランの廃止及び修正・変更等

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを変更又は廃止させることが可能です。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の承認に係る株主総会決議の趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、2007年5月11日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3. (1)「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否か

を株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記3. (1)「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、本定時株主総会において承認可決の決議がなされることを条件として導入されるものです。また、上記3. (7)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は(iii) 社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます(上記3. (2)「本プランの概要」(b)にて記載したとおり、本プランの導入当初において予定される独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2のとおりです。)

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記3. (3)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. (3)「本プランの発動に係る手続」(d)及び3.

(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記3. (3)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (7)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当てにより株主及び投資家の皆様に与える影響等

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続及び名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆様におかれては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本

新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(3)「本プランの発動に係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆様へ交付することがあります。この場合、かかる株

主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

- 1 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 2 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- 3 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- 4 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下②において同じとします。
- 5 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- 6 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- 7 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- 8 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。
- 9 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。
- 10 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注10において同じとします。）の買付け等（同法第27の2第1項に定義されます。以下本脚注10において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。
- 11 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以上

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は(iii) 社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、選任後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。但し、当該独立委員会委員がなお社外の有識者の要件を満たす場合は、当社取締役会は、所定の手続を経て、独立委員会委員として再任することができる。
- ・独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行う。
 - ① 当該買付等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
 - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討

- ⑤ 当社取締役会等を通じた買付者等との交渉・協議
 - ⑥ 当社取締役会への代替案提出の要求、当社取締役会作成の代替案の検討、株主への代替案の提示
 - ⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。
 - ・独立委員会は、必要があれば、当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する代替案の提示を行うものとする。
 - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員の候補者（五十音順）

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の 3 名を予定しております。

金井 一頼（かない かずより）

- 1989年10月 北海道大学経済学部助教授
- 1995年 5月 北海道大学経済学部教授
- 2004年 4月 大阪大学大学院経済学研究科教授（現職）

川島 実（かわしま みのる）

- 1991年 4月 アルタスコンサルティング設立、代表（現職）
- 1999年 4月 龍谷大学経営学部教授
- 2001年 6月 当社 社外監査役（現職）
- 2003年 6月 日本バルカー工業株式会社社外取締役（現職）

前川 三喜男（まえかわ みきお）

- 1988年 5月 監査法人トーマツ代表社員
- 1997年 7月 公認会計士前川三喜男事務所設立、税理士開業登録（現職）
- 2001年 6月 伊勢湾海運株式会社社外監査役就任（現職）
- 2002年 6月 石塚硝子株式会社社外監査役就任（現職）
- 2004年 4月 愛知淑徳大学准教授就任（現職）
- 2004年 6月 当社 社外監査役（現職）

以 上

ローランド株式会社新株予約権無償割当ての要項

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記2. に記載されるるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の保有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- 1) 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

- 2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。
- 3) 上記1) に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式数（但し、当社の保有する当社株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2) に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。

- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日又は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)項2)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v) 上記(i)乃至(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(vi) 上記(i)乃至(v)記載の者の関連者(以下、(i)乃至(vi)に該当する者を総称して「特定買付者等」という。)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ② 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。
- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け(証券取引法第27条の2第6項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。)の買付等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(こ

れに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

- ④ 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
 - ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される。)をいう。
- 2) 上記1)にかかわらず、次の①乃至④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)又は当社の関連会社(同規則第8条第5項に定義される。)
 - ② 当社を支配する意図がなく上記1)(i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1)(i)の特定大量保有者に該当しなくなった者
 - ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)
 - ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会は、特定買付者等に該当すると認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと別途認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)

- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i) 所定の手続の履行若しくは(ii) 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii) その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i) 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ(ii) その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 5) 新株予約権を保有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- 6) 新株予約権を保有する者が本(4)項の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を保有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
 - 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であつて、上記(4) 3) 及び4) の規定により新株予約権を行使することができない者(特定買付者等を除く。)であるときは、当社取締役会は、次の事由等を勘案して上記1) の承認をするか否かを決定する。
 - ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書(下記②乃至④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。)が提出されているか否か
 - ② 譲渡人及び譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
 - ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
 - ④ 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か
- (7) 当社による新株予約権の取得
- 1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が保有する新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる新株予約権の取得を複数回行うことができる。
- (8) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件
当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2007年5月11日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、画面の案内に従って行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. ご留意いただく事項

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の株主名簿管理人が開設する議決権行使サイト (<http://daiko-sb.gcan.jp>) をご利用いただくことによるのみ可能です。
(インターネットにより議決権を行使されます場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。)
- (2) インターネットにより議決権を行使された場合は、同封の議決権行使書用紙をご郵送いただく必要はございません。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（2007年6月21日）午後5時15分まで可能ですが、議決権行使結果の集計上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

2. お手続きの方法

- (1) 当社の株主名簿管理人が開設する次の議決権行使サイトにアクセスしてください。
 - ・ 議決権行使サイト <http://daiko-sb.gcan.jp>
 - ・ 「QRコード」から議決権行使サイトへのアクセス方法
バーコード読取機能付き携帯電話で、次の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトへ接続してください。（操作方法につきましては、各携帯電話の取扱説明書をご確認ください。）

議決権行使サイト接続用QRコード



（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

- (2) 株主様確認のため、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力の上、画面の「ログイン」ボタンをクリックしてください。

- (3) 同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は仮のものであり、株主様以外の第三者による不正なアクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主様の任意の「新パスワード」に変更していただきます。

※ 「新パスワード」は、本総会の議決権行使期間中、議決権行使サイトへ再度ログインする際に必要となります。再発行はいたしかねますので、ご失念にご注意ください。

- (4) 画面の案内に従って、議決権を行使してください。

3. システム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) パソコンによるインターネット接続の場合
 - ① インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、インターネット・エクスプローラー（Internet Explorer Ver. 5.0以上）、又はネットスケープ・コミュニケーター（Netscape Communicator Ver. 4.5以上）を使用できること。
（Internet Explorerはマイクロソフト社の、Netscape Communicatorはネットスケープ社の登録商標です。）
 - ② ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
 - ③ 招集通知の添付ファイルを参照するためのソフトウェアとして、アドビアクロバットリーダー（Acrobat Reader Ver. 4.0以上）を使用できること。
（Acrobat Readerはアドビシステムズ社の登録商標です。）
- (3) 携帯電話によるインターネット接続の場合
 - ① ご使用の機種が、SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
 - ② 以下のサービスのご利用が可能であること。
 - ・EZweb（WAP2.0ブラウザ搭載機種）
 - ・iモード
 - ・Yahoo!ケータイ
（EZwebはKDDI株式会社、iモードは株式会社NTTドコモ、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の登録商標です。）

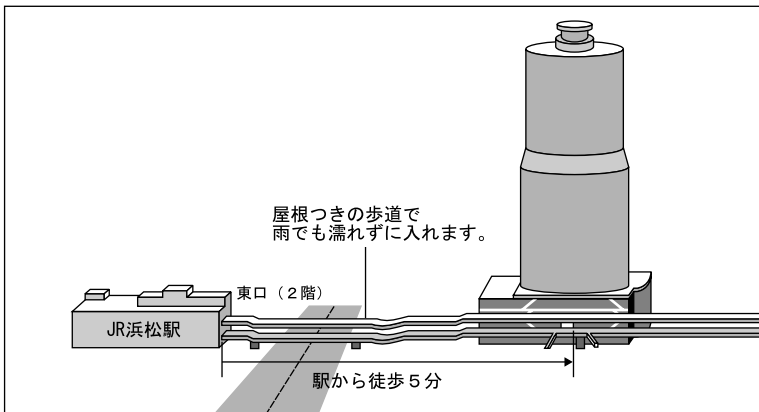
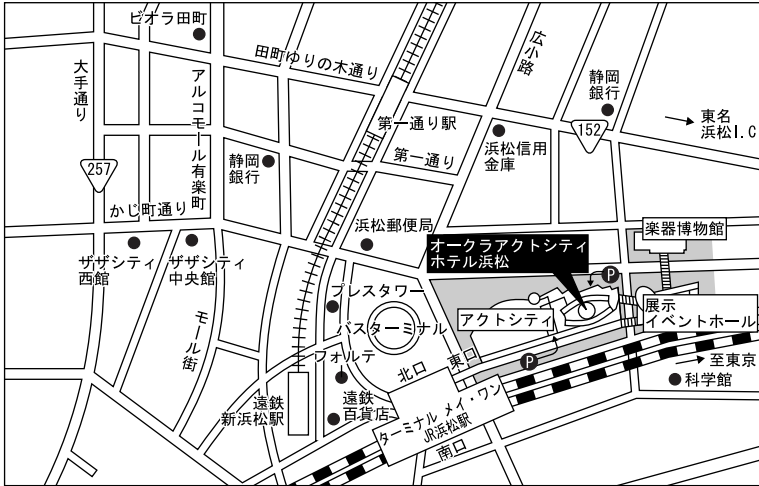
以 上

（議決権行使サイトのご利用に関するお問合せ先）
株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行部（ITヘルプデスク）
電話 0120-911-860 （24時間受付・通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会 場 静岡県浜松市中区板屋町111番地の2
オークラアクトシティホテル浜松 4階 平安の間
電話 (053) 459-0111

交 通 JR浜松駅北口下車 徒歩5分
○ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承ください
ますようお願い申し上げます。



(開催場所が前回と異なっておりますのでお気をつけください。)